

事 務 連 絡
平成 27 年 10 月 29 日

各都道府県・指定都市 税務担当課 御中
各都道府県 市区町村担当課

総務省自治税務局 市町村税課

地方税法施行規則の一部改正等について

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 90 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 91 号）が本日公布され、下記の様式が改正されましたのでご連絡いたします。

また、貴都道府県内市区町村に対しても、この旨周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 90 号）について

（1）主な改正内容

以下の様式において従前用いていた「個人番号」欄について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号と混同されることを避けるため、「宛名番号」欄へと名称を変更する。

- ・第 3 号様式（給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用））
- ・第 3 号様式別表表面（給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用））（※）

（2）施行期日

平成 28 年 1 月 1 日

（3）留意事項

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）等の施行に伴い、地方税法施行規則についても所要の整備を行う必要がある。このため、第 3 号様式別表表面（※）については今後更なる改正を予定しており、同法の施行日（平成 28 年 6 月 12 日までの間で政令で定める日）から施行する予定であるので、留意すること。現時点での改正案は別紙を参照のこと。

2 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 91 号）について

（1）主な改正内容

地方税当局へ提出する申告書等の記載事項に当該申告書等の提出者等の個人番号又は法人

番号を追加する。

ア) 第1号の3様式（公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用））

納税義務者の個人番号欄は設けず、特別徴収義務者の法人番号欄のみ設ける改正を行う。

イ) 第3号様式（給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用））

納税義務者の個人番号欄及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号欄を設ける改正を行う。なお、第3号様式別表表面（給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用））については、個人番号欄を設ける改正を行わない。

ウ) 第5号の9様式（退職所得申告書）

エ) 第5号の14様式（退職手当等に係る特別徴収票）

第5号の14様式は市町村提出用の特別徴収票とし、納税義務者の個人番号欄及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号欄を設ける改正を行う。

また、納税義務者交付用の特別徴収票として新たに第5号の14の2様式を追加し、同様式については、納税義務者の個人番号欄及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号欄を設けないこととしている。

オ) 第17号様式別表（給与支払報告書）

カ) 第17号の2様式別表（公的年金等支払報告書）

（2）施行期日

ア) 平成29年4月1日

イ) 平成29年1月1日

ウ) からカ) まで 平成28年1月1日

総務省自治税務局市町村税課
担当：矢口、栢原、清水、古山
電話 03-5253-5669（直通）

第三号様式別表（用紙日本工業規格B4）（第二条関係）

（別紙）

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益当	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
			総所得金額①							上場株式等の配当					
			先物取引												

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	老若	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失													
	医療費		配偶者												特同	老若	16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他	寡夫	特寡	寡夫	勤労学生		
	社会保険料		配偶者特別												配	配	定	老若	16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他	寡夫	特寡	寡夫	勤労学生
	小規模企業共済		扶養																								
	生命保険料		基礎																								
地震保険料		所得控除合計②																									
(摘要)																											

税額	市町	税額控除前所得割額④			
	村	税額控除額⑤			
	道	所得割額⑥			
		均等割額⑦			
		税額控除前所得割額④			
	府	税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	県	特別徴収税額⑧			
	額	控除不足額⑨			
		既充当額⑩			
		既納付額⑪			
	差引納付額(⑩-⑪-⑫、⑬)				
	変更前税額⑫				
	増減額(⑧-⑫)				
	変更月		月		

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

表

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益当	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
			総所得金額①							上場株式等の配当					
			先物取引												

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	老若	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失													
	医療費		配偶者												特同	老若	16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他	寡夫	特寡	寡夫	勤労学生		
	社会保険料		配偶者特別												配	配	定	老若	16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他	寡夫	特寡	寡夫	勤労学生
	小規模企業共済		扶養																								
	生命保険料		基礎																								
地震保険料		所得控除合計②																									
(摘要)																											

税額	市町	税額控除前所得割額④			
	村	税額控除額⑤			
	道	所得割額⑥			
		均等割額⑦			
		税額控除前所得割額④			
	府	税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	県	特別徴収税額⑧			
	額	控除不足額⑨			
		既充当額⑩			
		既納付額⑪			
	差引納付額(⑩-⑪-⑫、⑬)				
	変更前税額⑫				
	増減額(⑧-⑫)				
	変更月		月		

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

表

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益当	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
			総所得金額①							上場株式等の配当					
			先物取引												

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	老若	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失													
	医療費		配偶者												特同	老若	16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他	寡夫	特寡	寡夫	勤労学生		
	社会保険料		配偶者特別												配	配	定	老若	16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他	寡夫	特寡	寡夫	勤労学生
	小規模企業共済		扶養																								
	生命保険料		基礎																								
地震保険料		所得控除合計②																									
(摘要)																											

税額	市町	税額控除前所得割額④			
	村	税額控除額⑤			
	道	所得割額⑥			
		均等割額⑦			
		税額控除前所得割額④			
	府	税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	県	特別徴収税額⑧			
	額	控除不足額⑨			
		既充当額⑩			
		既納付額⑪			
	差引納付額(⑩-⑪-⑫、⑬)				
	変更前税額⑫				
	増減額(⑧-⑫)				
	変更月		月		

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

表

行政不服審査法(平成26年法律第68号)が平成28年1月1日以後に施行された場合における改正後のイメージであり、確定した様式ではありません。
※ 赤字は改正予定箇所

特別徴収義務者名	
----------	--